

市民共同会報

No.3

発行者
久慈市議会・市民共同
久慈市川崎町1の1
TEL 0194-52-2188 (直通)
文責：高屋敷英訓

台風10号 甚大な被害

(9月27日現在)

8月30日台風10号(ライオンロックII気象庁命名)は、久慈市では流木等が橋脚に堆積して河川の水が堤防を越えて氾濫、街中の住居や車両などに多数の被害が発生しました。また山根町・山形町でも土砂崩れや道路の寸断により、国道281号をはじめ、多数の通行止め箇所が発生し、断水や停電でライフラインが切断されて、一時は100世帯以上が孤立状態に陥るなど、市民生活に大きな打撃を与えました。



市の年間予算を上回る被害額

商店街、道路、農地などのインフラ被害も集中しました。激甚災害の指定を受けて補助率はかさ上げされるものの、被害規模が大きく市の財政負担が懸念されます。

市が関わる被害は3618件、被害額は173億5538万円。さら

足・り・な・い!!

に国・県が関わるダムや国道、県道、2級河川の数多く被害箇所を加えると、久慈市全体での被害総額は200億を大きく超えるものと思われる。これは通常ベースの久慈市の年間の予算額を上回る被害額です。

現在、市は財政調整基金から3億6000万円を取り崩して緊急対応しています。財調の残りは約6億円。当面の緊急対応だけでもそれだけでは足りず、今後の新たに多額の財源確保が求められています。

市民共同では、緊急財源確保のため、合併特例債基金10億の活用を市長に提案します。いかなる資金難下でもやらねばならぬ市単独の被災者

支援に向けた取り組みが必要です。ゴミ処理や対応の費出は、後に国からの特別交付金で措置される可能性が高いので、当面不足している必要な経費を、眠っている市の財源(基金)を一時的に流用することをお勧めします。これによって財源が確保できれば、市単独の支援を早期に実行する選択肢が広がります。



罹(り)災証明の申請を!!

市民税減免、水道料減免、災害支援法による緊急修理支援、各種借り入れ(融資)に対する利子補給などの支援、市・県単独の生活支援給付など。今後、他にたくさんの方の支援が発生すると思われます。床下、床上浸水(天井浸水は全壊、1mは大規模半壊、1m以下は半壊)または建物浸水、土砂被害などがあつた方も漏れなく申請してください。

現時点の証明書の発行部数は、対象世帯2287、発行済世帯1550、(68%)です。受付は市役所・税務課・及び山形総合支所で委任状があれば代理でも申請ができます。

災害救助法による支援

1、被災者生活再建支援

全壊・大規模半壊が対象。久慈市は141戸に対し、基礎支援金・全壊100万円、大規模半壊50万円が支給されます。また、住宅の再建方法に依じて支給する支援金(加算支援金)もあり、建設・購入に200万円、補修には100万、賃借50万円(公営住宅を除く)が支給されます。

2、住宅の応急修理

半壊以上の2287戸のうち住家1553戸については災害救助法が適用されて応急修理費に補助(最大57万6000円)があります。

1、2とも、罹災証明が必要になります。お問い合わせは、市役所・社会福祉課・電話52-2119。

市や県は?

国の支援は全壊、大規模半壊が対象ですが、去る9月26日、県が単独の生活再建支援策を決定しました。これにより全壊、大規模半壊の支援のみならず、国の制度適用外世帯(半壊世帯)への支援として半壊20万円、床上浸水に5万円が市町村を通じて県から支給されることが報道されています。

また、県の支援に合わせて、市も独自の支援を早期に実施することを検討中です。我々市民共同は、その際には県同様の半壊1553戸の住居まで支援の枠を拡大するよう求めてゆきます。

ありがとう、ボランティア

台風10号の復旧作業を支えているのがボランティアの皆さんです。市内の中学生、高校生から、市内外の企業・個人、団体での参加は、9月1日から27日(現在)までの約1か月間に3210名でした。



災害ボランティアツアーなどで遠路から参加した皆さんは、旅費も昼食も宿泊費も自前です。見返りを求めないそのひたむきな奉仕活動の姿に、被災者である我々は逆に勇気をもらい、感動させられました。

被災者の意向調査

(大規模半壊以上の141戸が対象)
仮設住宅入居希望者 6戸。みなし仮設住宅希望者 14戸。再建 10戸。応急処理 75戸。対象外 6戸。
*仮設住宅入居者は無料、みなし仮設住宅入所者には家賃・月6万円を目安に2年間の補助があります。

ピックアップ情報

Q1 家のゴミの処理

山積みになされた災害ゴミは約3万トン。処理費用は推定約15億円。東日本大震災の際にはがれき等の処理に3年の歳月を要しましたが、今回は丸2年ほどかかる見通しです。



Q2 農地被害に関しては?

農作物・ハウス・田畑の泥などによる農地の被害については、通常の災害被害40万円以上ですが、激甚災害に指定されたので、13万円以上が保障の対象になります。詳しくは市の農政課へお問い合わせ下さい。

Q3 街がなくなる?

商売をやめる、今回の災害でそんな選択を余儀なくされる人が多くあるのではないかとこの心配の声があります。それでは久慈の街がなくなる。従って商業者に対する市独自の支援策を講じるべきとの声。

多くの方々が廃業に追い込まれれば、元の久慈の街の賑わいを取り戻すのに10年、いやそれ以上の歳月がかかるかもしれません。

ゴミを処理し、壊れた道路を直しても、こうした見えない大災害の打撃は、市の将来に予想以上に深刻な事態をもたらします。市民共同ではこうした商業者への市の支援についても、強く当局へ働きかけます。

Q4 国の災害査定は?

久慈市の土木建築関係の被害で、査定を前提に、すでに県・国の調査により絞り込まれているのは、林道・市道・河川など200数十か所。これらの箇所は11月6日の週から林道を手始めに、以後次々と査定が行なわれる予定です。

今回、査定を受けないと判断された被害箇所については、市の応急処置が施されます。

市議会の働き



吉村 勇吉

台風10号の被害を受けて、市議会では3常任委員会合同審査会(委員長・吉村勇吉総務常任委員長)が発足。これまで9月8日と9月15日の2度にわたって全議員を4つのグループに分けて被災箇所を訪れ、調査した緊急の課題について市長に提言しました。この合同調査会は今後も、随時必要な提言を直接市長に対して行い、早期復旧に向けてともに活動を継続します。

あとかき

台風10号でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り致します。また被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。もうじき冬がやってきます。

床上浸水した被災者の皆さんに對して、寒さを凌ぐための手厚い保護と支援が必要です。



利之 小倉

6月議会では代表質問は利之議員、先ごろ行われた9月議会では吉村議員が登壇。それぞれ市政各般にわたり鋭い質問を展開しました。また関連質問では高屋敷英則議員、宮沢憲司議員が登壇者を援護し、互いに連携を取って実のある答弁を引き出しました。

〈高屋敷〉